

福岡市公報

令和 7 年 2 月 27 日 第 7124 号(別冊 2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次 監査委員

ページ

○監査公表（監査公表第 3 号）	1
○監査公表（監査公表第 4 号）	24

監査委員

7 監査公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項並びに福岡市監査基準第 18 条及び第 20 条第 1 項の規定によりその結果を公表する。

令和 7 年 2 月 27 日

福岡市監査委員	阿 部 真之助
同	高 木 勝 利
同	水 町 博 之
同	千々松 英 樹

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項及び福岡市監査基準第 15 条第 1 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第 1 監査の種類

福岡市監査基準第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づく財務監査（定期監査）

第 2 監査の対象、区分及び実施期間

1 監査の対象事務

事務監査は各局及び行政委員会所掌の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を、工事監査は各局等所掌の工事等を対象として実施した。

2 監査の対象局等、区分及び対象期間

- (1) 総務企画局
(事務監査) 令和3年10月から同6年10月まで
(工事監査) 令和4年4月から同6年3月まで
- (2) 財政局
(事務監査) 令和3年10月から同6年10月まで
(工事監査) 令和4年4月から同6年3月まで
- (3) こども未来局
(事務監査) 令和3年8月から同6年9月まで
(工事監査) 令和4年4月から同6年3月まで
- (4) 経済観光文化局
(事務監査) 令和3年9月から同6年9月まで
(工事監査) 令和4年4月から同6年3月まで
- (5) 道路下水道局
(事務監査) 令和3年9月から同6年9月まで
(工事監査) 令和4年4月から同6年3月まで
- (6) 消防局
(事務監査) 令和3年10月から同6年10月まで
(工事監査) 令和4年4月から同6年3月まで
- (7) 交通局
(事務監査) 令和3年10月から同6年10月まで
(工事監査) 令和4年4月から同6年3月まで
- (8) 教育委員会
(事務監査) 令和3年8月から同6年10月まで
(工事監査) 令和4年4月から同6年3月まで

なお、工事については、福岡市事務分掌規則等に基づき当該業務を所掌する局区等に対する結果として取扱う。

3 監査実施期間

- (事務監査) 令和6年8月19日から同年10月10日まで
(工事監査) 令和6年6月27日から同年10月31日まで

第3 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

監査は、前記の対象事務が、合规性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表8までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を実施した。

なお、事務監査では、対象部署の業務内容等を踏まえた具体的な部ごとの重点事項

として「準公金等」等を設定するとともに、複数の部局に共通する事務事業の中から横断的にチェックする重点事項として「委託契約事務」を設定し監査を実施した。

また、工事監査では、「計画」、「設計」、「積算」、「契約」、「施工」、「検査」、「維持管理」及び「委託」に分類し、複数の局等を横断して重点的に監査を実施する事項（重点事項）として「法令遵守」、「契約変更」を設定し、総合評価落札方式により契約された工事については、落札者の選考過程について、さらに契約金額が250万円以下の小規模工事等については、「原課契約における契約事務について」をテーマとして監査を実施した。

第4 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局等において注意、改善を要する事項が見受けられた。その中には、過去の事務処理誤りと同様のものもあることから、各局等においては誤りを繰り返すことのないよう、内部統制制度のもと、適正な事務執行の確保に努められたい。

（事務監査）

1 局別監査

（1）総務企画局

特に指摘する事項はなかった。

（2）財政局

特に指摘する事項はなかった。

（3）こども未来局

特に指摘する事項はなかった。

（4）経済観光文化局

- ① 会計年度任用職員事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの
パートタイム会計年度任用職員に係る事務において、次のような事例が見受けられた。

関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。

ア パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当は、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて行った勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額、7時間45分を超えた勤務については、勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額、1か月当たり60時間を超えた勤務については、勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額（ただし、午後10時から翌日の午前5時までの勤務については、各割合に100分の25を加算）を支給することとなる。

しかしながら、令和5年度及び同6年度の時間外勤務等命令簿について、

時間外勤務時間数をすべて100分の125の欄に記入するとともに時間外勤務時間数の記入誤りもあり、時間外勤務手当の支給額が誤っているものがあつた。

なお、時間外勤務従事後の直接監督者及び所属長の確認欄すべてに記載がなかった。

- イ 勤務を要しない日の1日単位の振替を行う場合、勤務を要しない日の振替等命令簿の勤務することを命じる日の勤務時間については、正規の勤務時間を記入することとなる。

しかしながら、令和5年度及び同6年度の正規の勤務時間が割り振られた日において、勤務を要しない日の振替等命令簿に時間外勤務時間を含めた勤務時間を記入し、時間外勤務等命令簿により時間外勤務を命じておらず、時間外勤務手当を支給していなかった。

(課長(アートのまちづくり推進担当))

- (5) 道路下水道局

特に指摘する事項はなかった。

- (6) 消防局

特に指摘する事項はなかった。

- (7) 交通局

特に指摘する事項はなかった。

- (8) 教育委員会

- ① 債権管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

校舎等の破損に係る損害賠償金債権の管理において、次のような事例が見受けられた。

行政上の不作為との指摘を受けることがないように、必要な措置を講じるとともに、福岡市債権管理条例、福岡市債権管理条例施行規則、債権管理マニュアル等に基づき、適正に管理されたい。

ア 債権を適正に管理するため、債権ごとに、名称、金額、債務者の氏名及び住所、納期限又は履行期限、督促に関する事項その他市長が必要と認める事項を記載した債権管理台帳を整備する必要がある。

しかしながら、5件について督促状発付その他の必要事項の記載が漏れており、1件について債権管理台帳を作成していなかったため、債権管理の状況が確認できなかった。

イ 債権管理においては、滞納となった事案の日常の進捗管理に気を配るとともに、正当な理由もなく滞納を放置したり、手続の時期を逸したりすることがないように努めなければならない。

しかしながら、消滅時効の更新の措置を講じていなかった債権3件について、財産調査等を行わず、時効期間経過後も必要な措置を講じることなく、

長期に渡って催告を続けていた。

ウ 裁判上の和解をした債権のうち、和解条項に違反し、期限の利益を失った2件の主たる債務者及びその連帯保証人に対しては、損害賠償債権額から収入済額を控除した残額及びこれに対する遅延損害金を直ちに支払うよう請求する必要がある。

しかしながら、損害賠償債権額から収入済額を控除した残額について調定及び納入の通知をせずに、和解条項に基づく分割納付書のみ送付を続けていた。

(教育環境課)

- ② 役務費の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。

しかしながら、「構造計算適合性判定手数料」に係る役務費3件について、請求日から30日を超えて支払っていた。また、令和5年度の2件については、遅延利息を支払う必要があるにもかかわらず、支払っていなかった。

役務費の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われない。

なお、請求日と受理日は異なっており、受理日から30日以内には支払いを行っている旨の説明があったが、受理日を確認できる記録等はなかった。請求書の受理日は、将来事故発生の場合の争点となり、その立証を要することも予想されることから、請求書に受理日付印を押印する方法により、請求書受理後の経過を明らかにされたい。

(教育環境課)

- ③ 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

行政財産の目的外使用許可をする場合は、福岡市公有財産規則に基づき、使用料を徴収しなければならない。また、電柱、電線、地下埋設物等及び郵便差出箱設置の使用料は、「福岡市公有財産規則の一部改正等について」(昭59.3.30財管第174号財政局長通知)により、道路敷となっている場合を除き、福岡市公園条例施行規則第12条及び第13条により算定した占用料の額を準用して徴収することとされている。

しかしながら、地中送電線(管路)埋設のための目的外使用許可において、相手方から提出された使用継続申請書に面積が過大に記載されており、添付図面上も面積が確認できないにもかかわらず、相手方に確認しないまま使用料を算定した結果、使用料を過大に徴収していた。

行政財産の目的外使用許可に当たっては、適正な事務処理を行われたい。また、他に同様の事例がないか確認の上、再発防止に取り組まれない。

(教育環境課)

- ④ 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

行政財産の目的外使用許可をする場合は、福岡市公有財産規則に基づき、使用料を徴収しなければならない。また、公募を実施せずに設置させる自動販売機の使用料は、「自動販売機を設置させる場合の取扱いについて」(平成21年9月18日財政局長通知)により、同通知の表に掲げる金額(1台の占用面積(空き容器入れ等を含む。))が1㎡を超えるものについては、当該1㎡を超える面積について1㎡までごとに同表の金額をそれに加算した金額)以上の額とすることとされている。

しかしながら、次のような事例が見受けられた。

行政財産の目的外使用許可に当たっては、適正な事務処理を行われたい。

- ア 自動販売機1台について、令和2年度中に空き容器入れを設置させたことにより、占用面積が1㎡を超えていたが、使用料を変更していなかった。

なお、当該事実については、令和3年度定期監査において改善を求めているが、検討した事実は確認できなかった。

- イ 自動販売機6台について、占用面積の合計により使用料を算定していた。

なお、令和3年度定期監査において、同様の事例に対する指導を行っていた。

- ウ ア及びイの結果、令和4年度、同5年度及び同6年度において、使用料を過少に徴収していた。

(総合図書館運営課)

- ⑤ 借損料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの
給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。

しかしながら、「電子図書館用電子書籍コンテンツ等契約」に係る借損料等6件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあった。

なお、令和3年度の定期監査において、同様の指摘を行っていた。

速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(総合図書館図書サービス課)

- ⑥ 備品購入費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。

しかしながら、スポットクーラーに係る備品購入費等33件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあつた。

なお、令和3年度の定期監査において、同様の指導を行っていた。

速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(博多工業高等学校)

- ⑦ 学校徴収金の精算等について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

学校徴収金の取扱いにあたっては、教育委員会が策定した福岡市立学校徴収金等取扱要綱に基づき、適正に処理しなければならないが、高等学校の校納金については、マニュアル等の整備がなされていないことから、小・中・特別支援学校を対象とする学校徴収金事務処理マニュアルを参考に事務処理を行っており、同マニュアルにおいては、原則として年度繰越は認められず、年度末に精算のうえ返金することとされている。

しかしながら、校納金について、年度末に精算を行っておらず、また、卒業後、返金までに最長1年程度の期間を要していた。

学校徴収金は、学校教育活動に必要な経費としての公共性・公益性を有するとともに、児童生徒・保護者の学校に対する信託に基づいて校長が執行する経費であり、公費に準じた性格を有していることから、保護者等の信頼を得られるよう、適正な事務処理を行うとともに、今後は、高等学校における学校徴収金の事務処理についてルールを整備されたい。

(博多工業高等学校)

- ⑧ 印刷消耗品費の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。

しかしながら、図書の購入に係る印刷消耗品費2件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあつた。

速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(有住小学校)

- ⑨ 修学旅行の業者選定について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

福岡市職員の公務員倫理に関する条例及び福岡市職員倫理行動規準（以下「倫理行動規準」という。）は、職員が利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けることを禁止している。修学旅行の業者選定にあたっては、福岡

市立学校徴収金等取扱要綱及び学校徴収金事務処理マニュアルに基づき、学校が設置する修学旅行業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において適正に実施しなければならない。

しかしながら、令和5年度実施の修学旅行において、選定時に提出された企画見積書の提案により、選定委員会の委員3名を含む教職員11名が、「引率者交通費」として旅行代金に含まれない金券（市バス1日乗車券）を業者から受け取っていた。

修学旅行の費用は保護者負担であることから、業者は倫理行動規準第5条第1項第7号に定める利害関係者には該当しないが、業者選定により直接に利益を受けていることから、倫理行動規準第5条第1項第1号に定める利害関係者に該当し、選定委員会の委員である教職員3名が金券を受け取ったことは、倫理行動規準第6条第1項第1号に定める利害関係者との間における禁止行為に違反するものと考えられる。

また、最低価格の提案業者を選定していることから、結果への影響は確認できなかったが、不信を招きかねない不適切な行為でもある。

修学旅行の業者選定に当たっては、企画見積書の提案内容が適切であるか十分確認するよう注意するとともに、再発防止に取り組まれない。

（東住吉中学校）

- ⑩ 光熱水費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの
給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。

しかしながら、LPガスの購入に係る光熱水費等8件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあった。

速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

（小呂中学校）

- ⑪ 市立学校における薬品や危険物等の適正な管理について（意見）

市立学校で使用する薬品や危険物等（塩酸、水銀、ガソリン等）については、児童生徒及び教職員の生命や健康の確保を第一に考え、取扱いについては細心の注意を払う必要があることから、教育委員会が策定した「学校の危険物・ごみ等取扱いマニュアルブック」に基づき管理するよう定められている。また、薬品管理台帳については、万一、事件・事故が生じた場合には関係機関から提示が求められることもあるため、正確に記帳する必要がある。

これまで、市立学校における薬品や危険物等の管理については度々指導を行ってきたところであるが、今回の定期監査においても、使用実績のない薬品を多数保管していた事例や、必要な表示のない容器で薬品を保管していた事例、

薬品管理台帳を作成していない事例等、依然として複数の学校で不適切な管理状況が見受けられた。

各学校に対して、薬品の適正な保管方法や薬品管理台帳の記載方法について周知徹底するとともに、マニュアルに基づいた適正な管理がなされているか点検を実施する等、再発防止や未然防止に取り組まれない。

(教育支援課、小学校教育課、中学校教育課、高校教育課、発達教育センター)

⑫ 市立学校における財務事務の適正な執行について(意見)

市立学校においては、これまでも事務処理誤りの防止、安全管理に向けた対策等に取り組まれているところではあるが、今回の定期監査において、前述⑥から⑪までの事例にあるとおり、支払い遅延、修学旅行の業者選定、薬品や危険物等の管理等について不適切である事例が複数の学校で見受けられた。

教育委員会においては、関連する要綱やマニュアルの遵守及び活用状況を確認するとともに(運用上の問題)、これらの要綱やマニュアルが各事務を適正かつ効率的・効果的になされる仕組みとなっているかどうかについて点検し(整備上の問題)、学校における事務の特性やリスクに応じた内部統制の充実に取り組まれない。

(総務課、関係課)

(工事監査)

1 局別監査

(1) 総務企画局

監査の対象となる工事等はなかった。

(2) 財政局

- ① 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
ア 設計変更を適正に行うべきもの〔重点事項〕

こども総合相談センター空調設備更新工事〔No.8〕

(契約金額6,106万3,200円)

本工事はこども総合相談センターの空調設備を更新する工事である。

空調設備工事における天井内の仮設足場について、吊り足場から作業床の設置に変更した。

また、空調設備の集中リモコンについては、各階に1台ずつ設置することにしてしたが、集約が可能であったため、全体で1台に変更した。

しかしながら、必要となる減額変更を行っておらず、その結果、過大な支出になっていた。

今後は、適正な設計変更に取り組まれない。

(設備課)

※〔 〕内の数字は、「別表3 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示

す

※〔重点事項〕は、今期の工事監査の重点事項である「契約変更」に係る注意事項であることを示す

イ 経済性、有効性を考慮した設計を適正に行うべきもの

本庁舎行政棟便所等改修衛生設備工事（その1）〔No.4〕

（契約金額7,130万6,400円）

本工事は本庁舎の便所等改修に伴う衛生設備工事である。

女子便房において、壁面に擬音発生装置を設置しているが、温水洗浄便座にも擬音発生機能があり、機能が重複した不経済な整備となっていた。

また、排水設備工事において、排水立管に満水試験用の継手を設置しているが、設計図書に満水試験の実施を規定していなかったことから、結果として、満水試験が実施されておらず、所期の目的が達成されていなかった。

今後は、経済性、有効性を考慮した設計に努められたい。

（設備課）

※〔 〕内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

ウ 設計変更を適正に行うべきもの〔重点事項〕

福岡競艇場競技棟空調設備改修工事〔No.18〕

（契約金額4,042万8,630円）

本工事は福岡競艇場の競技棟における空調設備を改修する工事である。

地下オイルタンクの撤去工事において、当初設計では、地下オイルタンクの撤去とともに、外郭コンクリート躯体の撤去も行うこととしていたが、契約後に上空を通る架空電線が支障になり、土留めに必要な鋼矢板の打設ができないことが判明したため、外郭コンクリート躯体の撤去を取りやめた。

しかしながら、必要となる減額変更を行っておらず、その結果、過大な支出になっていた。

今後は、適正な設計変更にも努められたい。

（設備課）

※〔 〕内の数字は、「別表4 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※〔重点事項〕は、今期の工事監査の重点事項である「契約変更」に係る注意事項であることを示す

② 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

こども総合相談センター空調設備更新工事〔No.8〕

（契約金額6,106万3,200円）

本工事はこども総合相談センターの空調設備を更新する工事である。

空調設備工事の積算において、室外機の搬出入費及び据付費については、「公共建築工事標準単価積算基準」により歩掛が規定されているにもかかわらず、誤って見積りにより単価を決定していた。また、室外機のアンカーを重複して計上していた。

その結果、過大な積算となっていた。

屋外の冷媒管を保護するダクトを誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

※〔 〕内の数字は、「別表3 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

イ 衛生設備工事の積算を適正に行うべきもの

本庁舎行政棟便所等改修衛生設備工事（その1）〔No.4〕

(契約金額7,130万6,400円)

本工事は本庁舎の便所等改修に伴う衛生設備工事である。

衛生設備工事の積算において、はつり工事にかかるX線内部探査は見積りを徴収して単価を決定していたが、見積りにおいて探査の箇所数が誤っていた。

また、換気ダクトのボックスに対する消音内張りについて、設計図書に明示していないにもかかわらず、誤って計上していた。

その結果、過大な積算となっていた。

洋風大便器に温水洗浄便座を設置する場合は、普通便座との差額分の労務費を追加計上する必要があるが、誤って計上していなかった。

また、福祉型便房に衛生器具と器具周りの内装が一体化された製品を設置しているが、内装の組立てにかかる労務費を誤って計上していなかった。

さらに、上水管及び中水管への表示テープ巻き及び上水管との誤接合防止策としての中水管への塗装工事を誤って計上していなかった。

その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

※〔 〕内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

ウ 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

本庁舎行政棟空調設備更新工事〔総合評価〕〔No.5〕

(契約金額2億8,518万2,700円)

本工事は本庁舎の空調設備を更新する工事である。

空調設備工事の積算において、本工事で採用した床置型空調機の据付費は「公共建築工事標準単価積算基準」に歩掛が規定されていないため、空調機の更新に伴うキャビネットの取外し及び復旧にかかる費用も含めて、見積りを徴収して決定する必要があるが、誤って本工事で採用した機種とは異なる機種の歩掛を適用し、また、キャビネットの取外し及び復旧にかかる費用を計上していなかった。

また、本工事は発注者指定方式による週休2日工事の対象工事であり、その場合は労務費を割増しする必要があるが、誤って一部の労務費を割増ししていなかった。

さらに、設計変更における共通費の算定において、設計変更に伴い算定条件が変更になったにもかかわらず、誤って条件を変更せずに算定していた。

その結果、過小な積算となっていた。

設計変更にて、既存空調機における冷媒回収工事を追加したが、機器の台数を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

※ [] 内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価落札方式により契約されたものであることを示す

エ 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

福岡競艇場競技棟空調設備改修工事 [No.18]

(契約金額4,042万8,630円)

本工事は福岡競艇場の競技棟における空調設備を改修する工事である。

空調設備工事の積算において、弁類に対して誤った材質及び種類の単価を適用していた。

また、自動制御設備工事における休日夜間割増費及び既存側溝の撤去復旧費について、設計図書に明示していないにもかかわらず、誤って計上していた。

さらに、冷媒管への化粧カバーの数量が誤っており、また、埋設油管の撤去費を重複して計上していた。

その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

※ [] 内の数字は、「別表4 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

す

- オ 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの
福岡サンパレス給湯設備改修工事 [No.13]

(契約金額4,450万500円)

本工事は福岡サンパレスの給湯設備を改修する工事である。

「建築設備工事積算基準の運用」によると、入居者の執務や利用環境保持のため作業の連続性がなく作業効率が低下する工事や、常に作業を行う建物内に居住者がいる施設で作業時間に制限がある工事においては、標準歩掛りを割増した改修単価を適用することとしている。本工事においては、ホール、レストラン、ホテル等の施設を利用しながら工事を行う条件であるため、同積算基準の運用に基づき標準歩掛りを割増した改修単価を適用する必要があったが、誤って標準歩掛りを割増していない新営単価を適用していた。

また、給湯管の単価適用が誤っていた。

さらに、伸縮管継手と振れ止め支持材を誤って計上していなかった。

その結果、過小な積算となっていた。

給湯管における保温工事の単価適用を誤っていた結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

※ [] 内の数字は、「別表4 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

- ③ 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
契約事務を適正に行うべきもの [重点事項]

[小規模工事等監査]

本庁舎空調設備更新及び省エネ等検討業務委託 [No.7]

(契約金額249万7,000円)

本委託は本庁舎における空調設備の更新等の検討を行う業務委託である。

委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。

しかしながら、本委託においては、提出が必要である図書のうち一部の図書が履行期間内に提出されていないにもかかわらず、業務完了と認めて業務委託料を支払っていた。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(財産管理課)

※ [] 内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [重点事項] は、今期の工事監査の重点事項である「法令遵守」に係る注意

事項であることを示す

- ④ 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
契約事務を適正に行うべきもの

本庁舎行政棟空調設備更新工事 [総合評価] [No.5]

(契約金額2億8,518万2,700円)

本工事は本庁舎の空調設備を更新する工事である。

入札時において、入札参加業者から「既存空調機の撤去に伴う冷媒回収工事にかかる費用が未計上である」との質疑により、本項目における積算の誤り(未計上)が発覚したが、「本工事に冷媒回収工事は含まない」と回答して入札を行い、契約後の設計変更にて冷媒回収工事を追加した。

しかしながら、積算の誤りが発覚した質疑の時点で入札を中止し、予定価格を訂正したうえで再度入札手続きを行う必要があった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(設備課)

※ [] 内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価落札方式により契約されたものであることを示す

- (3) こども未来局

特に指摘する事項はなかった。

- (4) 経済観光文化局

委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
委託料の積算を適正に行うべきもの

[小規模工事等監査]

消防設備保守点検業務委託 [No.15]

(契約金額154万円)

本委託は埋蔵文化財センターの消防設備を保守点検する業務委託である。

委託料の算定において、点検対象である屋内消火栓設備の数量を誤った結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(埋蔵文化財センター)

※ [] 内の数字は、「別表4 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

- (5) 道路下水道局

- ① 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
ア 管渠工の積算及び諸経費の算定を適正に行うべきもの

橋本駅前広場外1道路改良工事 [No.17]

(契約金額6,146万2,500円)

本工事は橋本駅の駅前広場整備工事である。

管渠工の積算において、管（函）渠型側溝（□300、□500）1 m当たりの単価で算出すべきところ、誤った見積単価を適用していた。また「土木工事実施設計単価表」の管（函）渠型側溝の単価を適用すべきところ、誤って見積りを徴収した単価を採用していた。

さらに、「土木工事標準積算基準書」によると、仮囲いの運搬費は共通仮設費率に含まれているにもかかわらず、誤って別途仮囲いの運搬費を計上していた。

その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(西部道路課)

イ 配管据付工の積算を適正に行うべきもの

西部水処理センター 2系消化槽機械設備更新工事 [総合評価] [No.37]
(契約金額 7 億1,276万8,100円)

本工事は水処理センターにおける消化槽の機械設備を更新する工事である。

配管据付工の積算において、「下水道用設計標準歩掛表」によると、既設管廊内及び既設機器設置場所での作業は歩掛を上乗せすることとなっている。

しかしながら、小配管据付けにおいて、誤って歩掛を上乗せしなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設整備課)

② 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 契約変更を適正に行うべきもの [重点事項]

福岡空港線電線共同溝建設工事（その1）[総合評価] [No.10]
(契約金額 1 億6,347万2,100円)

本工事は無電柱化を目的とした電線共同溝の整備工事である。

現況舗装撤去（インターロッキングブロック）の無筋コンクリート処理について、当初設計で誤った認定再利用施設（中間処理施設）の処分料単価を採用していたことから、数量等の変更に伴う設計変更併せて適正な単価に変更していた。

しかしながら、当該単価の変更は条件等の変更ではないため、設計変更をすべきではなかった。

今後は、適正な契約変更にも努められたい。

(東部道路課)

イ 契約変更を適正に行うべきもの [重点事項]

浜の町ポンプ場 バイパス管築造工事 [総合評価] [No.20]

(契約金額 1 億 4,284 万 6,000 円)

本工事は浜の町ポンプ場内に下水道管を築造する工事である。

海水の逆流に対応する止水板設置工において、第 1 回設計変更で誤った止水板の単価を採用していたことから、数量等の変更に伴う第 2 回設計変更に併せて適正な単価に変更していた。

しかしながら、当該単価の変更は条件等の変更ではないため、設計変更をすべきではなかった。

今後は、適正な契約変更に努められたい。

(施設整備課)

※ [] 内の数字は、「別表 5 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [重点事項] は、今期の工事監査の重点事項である「契約変更」に係る注意事項であることを示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価落札方式により契約されたものであることを示す

(6) 消防局

特に指摘する事項はなかった。

(7) 交通局

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

姪浜車両基地管理棟改修空調換気設備工事 (その 2) [No. 4]

(契約金額 5,188 万 5,900 円)

本工事は車両基地内の管理棟における空調換気設備を改修する工事である。

空調設備工事の積算において、全熱交換器の見積りに対して、誤った査定率を適用していた。

また、冷媒管の単価や換気ダクトに対する保温工事の数量が誤っており、機器の搬入費及び搬出費を重複して計上していた。

さらに、換気ダクトに対して総合調整費を計上していたが、本工事における換気機器は単体で運転するため、換気ダクトに対する総合調整費の計上は不要であった。

その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(姪浜車両工場)

※ [] 内の数字は、「別表 7 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

(8) 教育委員会

特に指摘する事項はなかった。

別表 1

監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局 等	監査実施対象	
総務企画局	企画調整部	企画課長⑫、統計調査課
	部長（水資源対策担当）	課長（水資源対策担当）
	国際部	国際政策課、国際交流課、アジア連携課
財政局	財産有効活用部	財産活用課、課長（ふくおか応援寄付推進担当）、財産管理課、自動車管理事務所
	アセットマネジメント推進部	アセットマネジメント推進課、大規模施設調整課、施設建設課、設備課
こども未来局	こども政策部	総務課、こども政策課、こども健全育成課
	こども健やか部	こども家庭課、こども健やか課、こども見守り支援課
経済観光文化局	創業推進部	創業支援課、創業・大学連携課、企業連携課、課長（グローバルスタートアップ推進担当）
	文化まつり振興部	文化振興課、課長（アートのまちづくり推進担当）、文化施設課、まつり振興課
	美術館	事業管理課、学芸課
	アジア美術館	運営課、学芸課、課長（魅力向上検討担当）
	ボートレース事業部	経営企画課、開催運営課
道路下水道局	管理部	路政課、自転車課、駐車場施設課、道路維持課、下水道管理課
	用地部	用地調整課、公共施設用地課、東部用地課、中部用地課、西部用地課
消防局	警防部	警防課、消防団課、救急課
	城南消防署	予防課、警備課
	早良消防署	予防課、警備課
	西消防署	予防課、警備課

交通局	運転車両部	安全推進課、運転課、姪浜乗務事務所、橋本乗務事務所、車両課、姪浜車両工場、橋本車両工場
	施設部	技術課、計画課、施設課、課長（建築設備担当）、電気課、姪浜保守事務所、橋本保守事務所
教育委員会	教育環境部	教育環境課、施設課、用地・建替計画課、学校計画課
	指導部	教育相談課、発達教育センター
	総合図書館	運営課、図書サービス課（和白図書館、博多図書館、博多南図書館、中央図書館）、文学・映像課
	高等学校	博多工業高等学校
	小学校	春吉小学校、筥松小学校、小呂小学校、下山門小学校、長丘小学校、有住小学校
	中学校	東住吉中学校、城西中学校、小呂中学校、城香中学校
	特別支援学校	福岡中央特別支援学校
	共同学校事務室	東部共同学校事務室、中部共同学校事務室、西部共同学校事務室

別表 2

財政局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	[小規模工事等監査] 東区唐原七丁目114番外 境界確定、 分筆業務委託	2, 184, 600円	令和 6 年 1 月 31 日から 令和 6 年 3 月 25 日まで
2	本庁舎行政棟便所等改修工事（その 1）	84, 890, 300円	令和 4 年 9 月 22 日から 令和 5 年 5 月 1 日まで
3	本庁舎屋上受変電設備設置工事 [総 合評価]	129, 800, 000円	令和 4 年 9 月 3 日から 令和 6 年 3 月 15 日まで
4	本庁舎行政棟便所等改修衛生設備工事 （その 1）	71, 306, 400円	令和 4 年 11 月 16 日から 令和 5 年 4 月 21 日まで
5	本庁舎行政棟空調設備更新工事 [総 合評価]	285, 182, 700円	令和 5 年 7 月 8 日から 令和 6 年 3 月 12 日まで

6	[小規模工事等監査] 本庁舎庁議室・議場・第 3 特別委員会 室音響設備保守委託	1,485,000円	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
7	[小規模工事等監査] 本庁舎空調設備更新及び省エネ等検討 業務委託	2,497,000円	令和 5 年 9 月 21 日から 令和 6 年 3 月 15 日まで

別表 3

こども未来局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	小呂保育所 遊具更新工事	10,914,200円	令和 5 年 6 月 21 日から 令和 5 年 12 月 12 日まで
2	[小規模工事等監査] 令和 5 年度公立保育所園庭樹木管理委 託	1,639,000円	令和 5 年 5 月 26 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
3	那珂保育所屋根改修工事	36,025,110円	令和 4 年 8 月 10 日から 令和 5 年 3 月 6 日まで
4	南部療育センター（仮称）新築工事实 施設計業務委託	28,600,000円	令和 4 年 9 月 1 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで
5	[小規模工事等監査] 南部療育センター（仮称）省エネ ルギー消費性能調査等業務委託	2,275,900円	令和 5 年 5 月 2 日から 令和 5 年 7 月 31 日まで
6	こども総合相談センター外壁改修その 他工事 [総合評価]	227,551,500円	令和 4 年 6 月 22 日から 令和 5 年 3 月 22 日まで
7	[小規模工事等監査] こども総合相談センター内部改造工事 検討業務委託	1,980,000円	令和 6 年 1 月 26 日から 令和 6 年 3 月 7 日まで
8	こども総合相談センター空調設備更新 工事	61,063,200円	令和 4 年 6 月 28 日から 令和 5 年 2 月 28 日まで
9	[小規模工事等監査] こども総合相談センター交換電話設備 保守点検業務委託	2,244,000円	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

※No. 1、3、4、6、8 については、財政局に依頼した工事等である

別表 4

経済観光文化局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
-----	-------	---------	-----

1	[小規模工事等監査] 福岡市美術館エスプラナー ドコンク リートプランター植替え作業等業務委 託	374,000円	令和 5 年 4 月 24 日から 令和 5 年 7 月 31 日まで
2	平尾山荘園路整備工事	6,270,000円	令和 5 年 6 月 30 日から 令和 5 年 10 月 27 日まで
3	[小規模工事等監査] 生の松原元寇防塁樹木剪定等業務委託	891,000円	令和 6 年 3 月 15 日から 令和 6 年 3 月 28 日まで
4	ボートレース福岡 遮蔽網付うねり止 め消波装置取替工事	114,400,000円	令和 4 年 12 月 29 日から 令和 5 年 3 月 15 日まで
5	市指定史跡東光院境内木造建築物修復 工事等に係る調査検討業務委託	15,400,000円	令和 5 年 6 月 27 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
6	鴻臚館跡展示館改修工事	75,488,600円	令和 3 年 11 月 19 日から 令和 4 年 7 月 11 日まで
7	生の松原元寇防塁便所新築工事	37,292,200円	令和 4 年 9 月 22 日から 令和 5 年 3 月 17 日まで
8	埋蔵文化財センター月隈収蔵庫外壁改 修その他工事 [総合評価]	137,590,200円	令和 4 年 7 月 7 日から 令和 4 年 12 月 13 日まで
9	埋蔵文化財センター 1 期工事 (外壁改 修工事)	126,066,600円	令和 4 年 8 月 25 日から 令和 5 年 2 月 28 日まで
10	福岡市博物館リニューアル基礎的設 計業務委託	136,400,000円	令和 5 年 6 月 23 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
11	福岡競艇場競技棟その他屋上防水改修 工事	54,282,800円	令和 5 年 8 月 11 日から 令和 5 年 12 月 19 日まで
12	福岡サンパレス舞台用照明設備更新工 事	28,793,160円	令和 4 年 9 月 23 日から 令和 5 年 3 月 15 日まで
13	福岡サンパレス給湯設備改修工事	44,500,500円	令和 5 年 11 月 22 日から 令和 6 年 4 月 15 日まで
14	福岡城跡建造物消防設備更新工事	23,134,100円	令和 5 年 8 月 9 日から 令和 6 年 3 月 15 日まで
15	[小規模工事等監査] 消防設備保守点検業務委託	1,540,000円	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
16	令和 5 年度福岡市博物館維持管理業務 委託	134,244,000円	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
17	福岡競艇場中央スタンド 1 F 照明更新 工事	45,482,800円	令和 5 年 9 月 20 日から 令和 6 年 3 月 25 日まで

18	福岡競艇場競技棟空調設備改修工事	40,428,630円	令和 5 年10月12日から 令和 6 年 3 月12日まで
19	[小規模工事等監査] ボートレース福岡 競技進行システム 表示盤等保守点検業務委託	1,122,000円	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 1 月31日まで

※No. 2、6、7、8、9、11、12、13、14、17、18については、財政局に依頼した工事等である

別表 5

道路下水道局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	[小規模工事等監査] 東区若宮二丁目地内外 2 樹木撤去等業務委託	942,700円	令和 4 年12月 9 日から 令和 5 年 3 月18日まで
2	橋本駅自転車駐車場基本検討業務委託	7,317,200円	令和 4 年 2 月22日から 令和 5 年 3 月24日まで
3	令和 3 年度橋梁補修工事（その 5）	137,199,700円	令和 3 年 9 月10日から 令和 4 年 6 月30日まで
4	第一遮集幹線調査・検討業務委託	18,087,300円	令和 4 年10月 5 日から 令和 5 年 5 月31日まで
5	西新幹線清掃業務委託	10,294,900円	令和 5 年11月17日から 令和 6 年 3 月20日まで
6	井尻六ツ角交差点立体横断施設設置効果等検討業務委託	21,463,200円	令和 5 年 8 月18日から 令和 6 年 3 月15日まで
7	レインボープラン天神第 3 期事業等検討業務委託	16,346,000円	令和 5 年10月12日から 令和 6 年 3 月25日まで
8	県道入部中原停車場線① 外 1 箇所災害査定資料作成業務委託	7,475,600円	令和 5 年 7 月25日から 令和 5 年10月 4 日まで
9	市道香椎4800号線工事用道路整備工事	139,921,100円	令和 4 年 5 月25日から 令和 5 年 3 月15日まで
10	福岡空港線電線共同溝建設工事（その 1） 〔総合評価〕	163,472,100円	令和 4 年10月 8 日から 令和 5 年11月30日まで
11	主要地方道博多停車場線歩行空間整備工事（その 3）	30,177,400円	令和 5 年10月12日から 令和 6 年 3 月22日まで
12	都市計画道路博多箱崎線外 1 線（千代・馬出）道路舗装工事（その 5）	103,237,200円	令和 5 年 8 月 9 日から 令和 6 年 3 月25日まで

13	都市計画道路吉塚松崎線（吉塚）道路・橋梁詳細設計業務委託	37,569,400円	令和 4 年 6 月 24 日から 令和 5 年 3 月 15 日まで
14	市道千代今宿線（興徳寺橋）護岸築造工事（その 2）	122,223,200円	令和 4 年 9 月 21 日から 令和 5 年 9 月 29 日まで
15	令和 4 年度汐井大橋橋梁補修工事	129,195,000円	令和 4 年 5 月 25 日から 令和 5 年 3 月 15 日まで
16	令和 5 年度橋梁補修工事（その 4）	86,247,700円	令和 5 年 8 月 9 日から 令和 6 年 3 月 22 日まで
17	橋本駅駅前広場外 1 道路改良工事	61,462,500円	令和 5 年 6 月 20 日から 令和 6 年 3 月 15 日まで
18	都市計画道路長尾橋本線（茶山）用地測量業務委託（その 5）	2,627,900円	令和 5 年 5 月 31 日から 令和 6 年 3 月 15 日まで
19	中部水処理センター 混合濃縮汚泥貯留槽防食更新工事	89,740,200円	令和 3 年 6 月 10 日から 令和 4 年 5 月 31 日まで
20	浜の町ポンプ場 バイパス管築造工事 〔総合評価〕	142,846,000円	令和 3 年 11 月 9 日から 令和 5 年 6 月 15 日まで
21	新西部水処理センター外施設管理業務委託	19,800,000円	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
22	築港駐車場外壁改修その他工事 〔総合評価〕	227,927,700円	令和 3 年 7 月 8 日から 令和 4 年 5 月 31 日まで
23	西部水処理センター下水汚泥固形燃料化事業付帯（汚泥焼却棟解体）工事 〔総合評価〕	321,710,400円	令和 4 年 11 月 17 日から 令和 6 年 3 月 15 日まで
24	塩浜ポンプ場外壁改修工事	47,185,600円	令和 5 年 7 月 20 日から 令和 5 年 12 月 19 日まで
25	西部水処理センター 2－1 系水処理棟 屋上防水更新工事 〔総合評価〕	116,483,400円	令和 5 年 8 月 4 日から 令和 6 年 1 月 31 日まで
26	〔小規模工事等監査〕 和白水処理センター看板製作業務委託	495,000円	令和 5 年 11 月 22 日から 令和 5 年 12 月 28 日まで
27	福岡広域都市計画事業 貝塚駅周辺土地 地区画整理事業用地調査等業務委託その 2	6,600,000円	令和 5 年 1 月 24 日から 令和 5 年 6 月 6 日まで
28	一般国道 495 号（和白丘）道路改良事業 用地調査等業務委託その 1	6,853,000円	令和 4 年 4 月 27 日から 令和 4 年 12 月 22 日まで
29	都市計画道路老司片江線（やよい坂） 道路改良事業用地調査等業務委託その 2	10,175,000円	令和 4 年 10 月 29 日から 令和 5 年 3 月 24 日まで

30	令和 5 年度道路照明灯調査表更新業務委託（西区、東区）	10,780,000円	令和 5 年11月 8 日から 令和 6 年 2 月15日まで
31	博多駅前線照明灯設置工事	24,684,000円	令和 4 年 7 月14日から 令和 5 年 3 月15日まで
32	下水道施設統合監視システム保守業務委託	24,200,000円	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月31日まで
33	[小規模工事等監査] 中部水処理センター外 4 箇所排水ポンプ点検業務委託	2,145,000円	令和 5 年11月14日から 令和 6 年 2 月28日まで
34	菰川ポンプ場 電気設備更新工事 [総合評価]	447,619,590円	令和 3 年 2 月27日から 令和 4 年 5 月31日まで
35	東部水処理センター 脱水汚泥貯留設備改修工事	400,400,000円	令和 3 年 6 月29日から 令和 4 年 5 月31日まで
36	中部水処理センター 水処理中央監視制御設備改修外工事	429,000,000円	令和 3 年 6 月30日から 令和 4 年 6 月30日まで
37	西部水処理センター 2 系消化槽機械設備更新工事 [総合評価]	712,768,100円	令和 3 年10月21日から 令和 5 年 3 月15日まで
38	東部水処理センター 5 系水処理電気設備外更新工事 [総合評価]	245,300,000円	令和 4 年10月 8 日から 令和 6 年 3 月15日まで
39	東部水処理センターNo.1 汚泥脱水機外修理	54,010,000円	令和 4 年10月28日から 令和 5 年 3 月15日まで
40	東部水処理センター焼却炉監視制御設備・計装機器保守点検業務委託	25,630,000円	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月31日まで
41	中部水処理センター計装設備外修理	39,600,000円	令和 5 年12月 1 日から 令和 6 年 3 月15日まで
42	中部水処理センター濃縮機外修理	49,500,000円	令和 5 年10月24日から 令和 6 年 3 月15日まで
43	西部水処理センター 送風機設備修理	45,980,000円	令和 4 年 8 月13日から 令和 5 年 3 月15日まで
44	新西部水処理センター外計装機器・監視制御設備保守点検業務委託	13,750,000円	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月31日まで
45	和白水処理センター外 機器の運転保守業務委託	282,480,000円	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月31日まで

※No. 22、23、24、25については、財政局に依頼した工事等である

別表 6

消防局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	指令システム中間更新に伴う石綿試料採取分析調査業務委託	4,677,200円	令和 5 年 4 月 12 日から 令和 5 年 7 月 31 日まで
2	消防指令管制情報システム中間更新業務委託	2,534,400,000円	令和 4 年 5 月 13 日から 令和 6 年 3 月 15 日まで

別表 7

交通局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	博多駅外 2 駅電照広告 L E D 化工事	23,032,350円	令和 5 年 12 月 12 日から 令和 6 年 3 月 20 日まで
2	3000系車両 2 次車製作	4,950,000,000円	令和 元年 12 月 25 日から 令和 4 年 6 月 30 日まで
3	姪浜車両基地管理棟改修電気設備工事 (その 2)	63,855,000円	令和 4 年 3 月 29 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで
4	姪浜車両基地管理棟改修空調換気設備 工事 (その 2)	51,885,900円	令和 4 年 3 月 29 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで

別表 8

教育委員会 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	教育センター管理業務の一部委託	20,911,000円	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
2	[小規模工事等監査] 映像ホール A V システム及びミニシア ター A V システム更新業務委託	720,500円	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 5 年 3 月 24 日まで

7 監査公表第 4 号

地方自治法第199条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項並びに福岡市監査基準第18条及び第20条第 1 項の規定によりその結果を公表する。

令和 7 年 2 月 27 日

福岡市監査委員	阿 部 真之助
同	高 木 勝 利
同	水 町 博 之
同	千々松 英 樹

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び福岡市監査基準第15条第1項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類

福岡市監査基準第3条第1項第1号、第3号及び第2項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

1 財政援助団体監査

(1) 監査の対象事務

各団体の財政援助に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

- ① 一般財団法人福岡市職員厚生会（事務監査）
（所管課）総務企画局福利厚生課
- ② 福岡地域戦略推進協議会（事務監査）
（所管課）総務企画局企画課
- ③ 有限責任事業組合福岡市スタートアップ支援施設運営委員会（事務監査）
（所管課）経済観光文化局創業支援課

2 出資団体監査

(1) 監査の対象事務

事務監査は各団体の出資に係る出納その他の財務に関する事務の執行を、工事監査は各団体の工事等を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

- ① 一般財団法人福岡コンベンションセンター（事務監査・工事監査）
（所管課）経済観光文化局MICE推進課
- ② 株式会社博多座（事務監査・工事監査）
（所管課）経済観光文化局文化施設課

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 監査の対象事務

各団体の指定管理に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

- ① 木下緑化建設株式会社（事務監査）

- (所管課) 農林水産局政策企画課
- ② 九州林産株式会社 (事務監査)
(所管課) 農林水産局政策企画課
(所管課) 住宅都市局運営課
- ③ ふれあい・よか農園メンテナンスグループ (事務監査)
(所管課) 農林水産局政策企画課
- ④ 東洋緑地建設株式会社 (事務監査)
(所管課) 住宅都市局運営課
- ⑤ 小山・FM福岡共同事業体 (事務監査)
(所管課) 住宅都市局運営課
- ⑥ 株式会社環境開発 (事務監査)
(所管課) 住宅都市局運営課
- ⑦ アオバパークメンテナンスグループ (事務監査)
(所管課) 住宅都市局運営課
- ⑧ グループフォース (事務監査)
(所管課) 住宅都市局運営課

第3 監査の実施内容及び着眼点(評価項目)

1 財政援助団体監査

監査は、前記の対象事務が合规性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

2 出資団体監査

監査は、前記の対象事務が合规性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1から別表2までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

なお、事務監査では、団体ごとに重点事項を設定し監査を実施した。

また、工事監査では、「計画」、「設計」、「積算」、「契約」、「施工」、「検査」、「維持管理」及び「委託」に分類し、複数の団体を横断して重点的に監査を実施する事項(重点事項)として「法令遵守」、「契約変更」を設定し監査を実施した。

3 公の施設の指定管理者監査

監査は、前記の対象事務が合规性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取するなどして実施した。

なお、各団体を横断的にチェックする重点事項として、「利用者の安全確保のための施設管理」を設定し監査を実施した。

第4 団体の概要及び監査の結果

(財政援助団体監査)

1 一般財団法人福岡市職員厚生会

(1) 団体の概要

- ① 主たる事務所の所在地 福岡市中央区天神一丁目8番1号
- ② 設立年月日 昭和28年4月1日
- ③ 設立の目的 福岡市の行政と協力し、会員の福利厚生の実施を図るとともに、市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
- ④ 事業内容 ア 市が行う事務事業の受託
イ 会員及び会員の親族に対する共済事業
ウ 会員の臨時の支出に対する貸付事業
エ 前2号に定めるもののほか、会員の福利厚生に関する事業
オ 市民の福祉及び便益に資する事業
カ 前各号のほか、設立の目的を達成するために必要な事業
- ⑤ 役員及び職員数 役員20名、評議員8名、職員7名（令和6年7月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、事業費として、令和5年度に1,561万4,175円の交付金を交付している。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は7名、兼務は28名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和元年10月から同6年9月まで

実施期間 令和6年9月2日から同年9月5日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 福岡地域戦略推進協議会

(1) 団体の概要

- ① 主たる事務所の所在地 福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号
- ② 設立年月日 平成23年4月13日
- ③ 設立の目的 本会は、福岡のポテンシャルを活かした国際競争力の強化を通じて、産学官民が一体となり、地域の成長戦略の策定から実施までを一貫して行うことにより、福岡都市圏の持続的な成長を図ることを目的とする。
- ④ 事業内容 ア 福岡都市圏の地域診断や成長戦略の策定
イ 地域の成長戦略に基づく個別プロジェクトの構築・推進
ウ 活動に対する理解・賛同を得るためのパブリック・リレーションズ

エ その他、本会の目的を達するために必要な活動

⑤ 役員及び職員数 役員19名、職員21名（令和6年7月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、運営費及び事業費として、令和5年度に4億7,920万870円の負担金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は1名で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 令和元年10月から同6年9月まで

実施期間 令和6年9月9日から同年9月12日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 有限責任事業組合福岡市スタートアップ支援施設運営委員会

(1) 団体の概要

① 主たる事務所の所在地 福岡市中央区大名二丁目6番11号

② 設立年月日 平成31年2月21日

③ 設立の目的 福岡市スタートアップ支援施設運営事業を共同して営むため

④ 事業内容 ア 官民協働型の福岡市スタートアップ支援施設（名称：Fukuoka Growth Next）の運営事業

イ 前号に付帯関連する一切の事業

⑤ 役員及び職員数 役員6名、職員13名（令和6年7月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、運営費として、令和5年度に8,710万6,000円の負担金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は1名で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 令和元年10月から同6年9月まで

実施期間 令和6年9月17日から同年9月20日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

（出資団体監査）

1 一般財団法人福岡コンベンションセンター

(1) 団体の概要

① 主たる事務所の所在地 福岡市博多区石城町2番1号

② 基本財産 2億円（令和6年6月30日現在）

③ 設立年月日 昭和54年10月1日

④ 設立の目的 コンベンション施設の利用促進につとめ、地域経済の活性化、学術文化の振興及び国際交流の推進を図り、もって福岡市の国政経済

文化都市としての確立を目指すとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

- ⑤ 事業内容 ア 国際・国内会議、内外見本市・展示会並びに文化、スポーツ等各種催物の開催又は開催協力に関する事業
イ コンベンションに係る情報の収集、提供等に関する事業
ウ 前各号の事業の用に供するコンベンション施設の管理及び運営に関する事業
エ その他の目的達成に必要な事業

- ⑥ 役員及び職員数 役員7名、評議員5名、職員43名（令和6年7月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち1億8,500万円（出捐率92.5%）を出捐している。
また、福岡国際センターの整備資金等の元利償還に対する助成として、令和5年度に1億1,695万4,950円の補助金を交付した。

さらに、福岡国際会議場及びマリノメッセ福岡の指定管理者に指定している。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は4名、兼務は3名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

- (事務監査) 対象期間 令和3年9月から同6年9月まで
実施期間 令和6年9月24日から同年9月27日まで
(工事監査) 対象期間 令和3年4月から同6年3月まで
実施期間 令和6年6月27日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
大気汚染防止法及び石綿障害予防規則を遵守すべきもの〔重点事項〕
福岡国際会議場外1ヶ所 Wi-Fi設備更新工事〔No.2〕

(契約金額2,841万3,000円)

本工事は福岡国際会議場及び福岡国際センターにおけるWi-Fi設備機器の一部を更新する工事である。

「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」によると、建築物等の解体又は改修の作業を行うときは、受注者はあらかじめ石綿等の使用の有無を調査するとともに、発注者に対して調査結果を書面にて説明しなければならないこととなっている。

しかしながら、本工事においては、建物の外壁に機器を固定する際に外壁を穿孔する作業を行っているにもかかわらず、塗材に対する石綿等の使用の有無を調査し

ていなかった。

今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。

(施設課)

※〔 〕内の数字は、「別表1 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※〔重点事項〕は、今期の工事監査の重点事項である「法令遵守」に係る注意事項であることを示す

2 株式会社博多座

(1) 団体の概要

- ① 主たる事務所の所在地 福岡市博多下川端町2番1号
- ② 資本金 11億2,500万円(令和6年6月30日現在)
- ③ 設立年月日 平成8年7月5日
- ④ 設立の目的 「芸どころ博多」にふさわしい歌舞伎、ミュージカル、芝居などの演目を、常打ちで興行するほか、アジア各国をも視野に入れた演目の上演などにより、豊かな文化生活のご提案に貢献することを目的とする。
- ⑤ 事業内容 ア 演劇の興行
イ 劇場施設の維持・管理
ウ 食堂の経営及び食品、清涼飲料水、酒類、書籍などの販売
エ 演劇に関する情報の提供
オ 前各号に付帯し、または関連する一切の業務
- ⑥ 役員及び社員数 役員16名、社員51名(令和6年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は上記資本金のうち3億円(出資率26.7%)を出資している。

また、博多座の指定管理者であることから、令和5年度に10億7,921万108円の管理料を支出している。

なお、上記役員及び社員数のうち、福岡市職員の派遣及び兼務はそれぞれ2名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

- (事務監査) 対象期間 令和3年9月から同6年10月まで
実施期間 令和6年9月30日から同年10月3日まで
- (工事監査) 対象期間 令和3年4月から同6年3月まで
実施期間 令和6年6月27日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(公の施設の指定管理者監査)

1 木下緑化建設株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市南区長丘三丁目13番27号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園（花畑園芸公園）

① 所在地 福岡市南区大字桧原及び柏原七丁目

② 指定期間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

③ 施設概要 施設内容 常緑果樹展示園、落葉果樹展示園、芝生広場等
公園面積 14.7 ha

④ 設置年月日 昭和59年11月3日

⑤ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和5年度において9,652万2,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同6年10月まで

実施期間 令和6年10月1日から同年10月10日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった

2 九州林産株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市南区野間三丁目7番20号

(2) 監査に係る公の施設

① 今津リフレッシュ農園

ア 所在地 福岡市西区今津5685番地

イ 指定期間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

ウ 施設概要 施設内容 体験農園、ふれあい農園、果実採取園、研修室等
施設面積 7.0ha

エ 設置年月日 平成7年8月2日

オ 利用料金制 導入なし

② 福岡市公園（西南杜の湖畔公園）

ア 所在地 福岡市城南区七隈六丁目、干隈二丁目及び梅林三丁目

イ 指定期間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

ウ 施設概要 施設内容 軟式野球場1面、テニスコート4面、その他の球技

場1面、芝生広場、多目的広場、遊具広場、自由広
場、その他（管理棟、駐車場棟）

公園面積 12.3ha

エ 設置年月日 平成19年8月9日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和5年度において今津リフレッシュ農園
4,652万8,000円、福岡市公園（西南杜の湖畔公園）7,370万4,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）今津リフレッシュ農園

対象期間 令和3年4月から同6年10月まで

実施期間 令和6年10月3日から同年10月10日まで

福岡市公園（西南杜の湖畔公園）

対象期間 令和3年4月から同6年9月まで

実施期間 令和6年9月18日から同年9月26日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 ふれあい・よか農園メンテナンスグループ

(1) 主たる事務所の所在地

① 代表団体 株式会社福岡植木 福岡市城南区梅林四丁目11番12号

② 構成団体 三浦造園土木建設株式会社 福岡市東区青葉一丁目19番21号
平井スポーツ建設株式会社 福岡市東区箱崎一丁目35番7号

(2) 監査に係る公の施設

立花寺緑地リフレッシュ農園

① 所在地 福岡市博多区立花寺二丁目9番15号

② 指定期間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

③ 施設概要 施設内容 体験農園、クラブハウス、倉庫棟、四季の丘広場、芝
生広場、憩いの広場、花園、駐車場等

施設面積 1.7ha

④ 設置年月日 平成15年9月1日

⑤ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和5年度において2,879万1,000円となってい
る。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 令和3年4月から同6年10月まで

実施期間 令和 6 年 10 月 8 日から同年 10 月 10 日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 東洋緑地建設株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区板付五丁目 11 番 2 号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園（月隈北緑地）

① 所在地 福岡市博多区月隈三丁目及び月隈六丁目

② 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から同 8 年 3 月 31 日まで

③ 施設概要 施設内容 パークゴルフ場（18ホール、コース延長712m、練習
ホール 1 ホール）、その他（管理棟、駐車場等）

公園面積 2.0ha

④ 設置年月日 平成11年 8 月 2 日

⑤ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和 5 年度において2,523万2,636円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 令和 3 年 4 月から同 6 年 9 月まで

実施期間 令和 6 年 9 月 3 日から同年 9 月 26 日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

5 小山・FM福岡共同事業体

(1) 主たる事務所の所在地

① 代表団体 株式会社小山千緑園 福岡市東区若宮五丁目 9 番 8 号

② 構成団体 株式会社エフエム福岡 福岡市中央区清川一丁目 9 番 19 号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園（アイランドシティ中央公園）

① 所在地 福岡市東区香椎照葉三丁目及び香椎照葉四丁目

② 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

③ 施設概要 施設内容 体験学習施設「ぐりんぐりん」、雨水を利用した池、
多目的広場、国際交流庭園、その他（遊具広場、駐車場等）

公園面積 15.3 ha

④ 設置年月日 平成18年11月27日

- ⑤ 利用料金制 導入なし
- (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、令和5年度において1億2,287万9,780円となっている。
- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同6年9月まで
実施期間 令和6年9月5日から同年9月26日まで
- (5) 監査の結果
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
- 6 株式会社環境開発
- (1) 主たる事務所の所在地
福岡市博多区吉塚六丁目6番36号
- (2) 監査に係る公の施設
- ① 福岡市公園（小戸公園）
- ア 所在地 福岡市西区小戸二丁目及び小戸三丁目
イ 指定期間 令和3年4月1日から同7年3月31日まで
ウ 施設概要 施設内容 多目的球技場1面、多目的広場等
公園面積 17.3ha
エ 設置年月日 昭和35年3月24日
オ 利用料金制 導入なし
- ② 福岡市公園（生の松原海岸森林公園）
- ア 所在地 福岡市西区生の松原一丁目及び生の松原二丁目
イ 指定期間 令和3年4月1日から同7年3月31日まで
ウ 施設概要 施設内容 松林内の散策園路、芝生広場
公園面積 16.4ha
エ 設置年月日 平成13年2月26日
オ 利用料金制 導入なし
- (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、令和5年度において6,849万498円となっている。
- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同6年9月まで
実施期間 令和6年9月10日から同年9月26日まで
- (5) 監査の結果
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
- 7 アオバパークメンテナンスグループ
- (1) 主たる事務所の所在地

- ① 代表団体 三浦造園土木建設株式会社 福岡市東区青葉一丁目19番21号
- ② 構成団体 平井スポーツ建設株式会社 福岡市東区箱崎一丁目35番 7 号
- (2) 監査に係る公の施設
福岡市公園（青葉公園）
 - ① 所 在 地 福岡市東区青葉三丁目及び青葉四丁目
 - ② 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
 - ③ 施 設 概 要 施設内容 テニスコート 7 面、壁打ちコート 1 面、土の広場、芝生広場、遊具広場、冒険広場等
公園面積 10.8ha
 - ④ 設置年月日 昭和59年 9 月 3 日
 - ⑤ 利用料金制 導入なし
- (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、令和 5 年度において3,950万円となっている。
- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
(事務監査) 対象期間 令和 3 年 4 月から同 6 年 9 月まで
実施期間 令和 6 年 9 月 12 日から同年 9 月 26 日まで
- (5) 監査の結果
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

8 グループフォース

- (1) 主たる事務所の所在地
 - ① 代表団体 マタケ造景株式会社 福岡市東区下原二丁目16番 1 号
 - ② 構成団体 コウフ・フィールド株式会社 福岡市博多区東那珂二丁目19番25号
株式会社九州総合管理 福岡市城南区七隈七丁目24番22号
- (2) 監査に係る公の施設
福岡市公園（西部運動公園）
 - ① 所 在 地 福岡市西区大字飯盛
 - ② 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から同 8 年 3 月 31 日まで
 - ③ 施 設 概 要 施設内容 硬式野球場 1 面、テニスコート10面、壁打ちコート 1 面、その他の球技場 1 面、芝生広場、その他（管理棟、有料駐車場、ドッグラン等）
公園面積 11.1ha
 - ④ 設置年月日 昭和54年 3 月 5 日
 - ⑤ 利用料金制 導入なし
- (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、令和 5 年度において7,087万450円となっている。
- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和 3 年 4 月から同 6 年 9 月まで

実施期間 令和 6 年 9 月 19 日から同年 9 月 26 日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

別表 1

一般財団法人福岡コンベンションセンター 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	福岡国際会議場 大規模改修検討業務委託	22,000,000円	令和 3 年 5 月 18 日から 令和 4 年 3 月 15 日まで
2	福岡国際会議場外 1 ヶ所 Wi-Fi設備 更新工事	28,413,000円	令和 4 年 6 月 9 日から 令和 5 年 12 月 28 日まで
3	マリンメッセ福岡 A 館 施設維持管理 業務委託	121,948,200円	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
緊急修繕等 5 件			

別表 2

株式会社博多座 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	客席座面入替工事について	48,180,000円	令和 5 年 8 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
2	博多座 (11号機、12号機エレベーター) リニューアル工事	110,000,000円	令和 3 年 5 月 22 日から 令和 4 年 1 月 31 日まで
緊急修繕等 3 件			